

地方独立行政法人明石市立市民病院役員報酬等規程

平成23年10月1日
規程第103号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人明石市立市民病院職員就業規則の適用を受ける職員をいう。
- (2) 兼務役員 職員業務を兼務する常勤の役員をいう。
- (3) 常勤役員 常勤の役員であって、兼務役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤役員 非常勤の理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、次の各号の定めるところにより支給する。

- (1) 常勤役員 給料、通勤手当及び業績手当を支給する。
- (2) 非常勤役員 非常勤役員手当を支給する。
- (3) 兼務役員 地方独立行政法人明石市立市民病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定により支給される給与のほか、役員報酬として第7条に定める役員手当を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員報酬の支給日は、給与規程の規定の例による。

2 非常勤役員報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(常勤役員報酬)

第5条 常勤役員給料の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額939,000円
- (2) 副理事長 月額714,000円
- (3) 理事 月額554,000円

2 常勤役員通勤手当の額に関しては、職員の例による。

(非常勤役員の報酬)

第6条 非常勤役員の非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

- 2 非常勤役員には、前項で定める額のほか、当該役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

(兼務役員の報酬)

第7条 第3条第3号に規定する役員手当の額は、次に掲げる額とする。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 理事長 | 月額200,000円 |
| (2) 副理事長 | 月額100,000円 |
| (3) 理事 | 月額50,000円 |

- 2 前項の役員手当の額については、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果、法人の経営状況及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による役員手当の額の100分の20の範囲内で、理事会で決定する割合によりこれを増額し、又は減額することができる。

(日割計算)

第8条 新たに役員となった者には、就任した日から報酬を支給し、役員が任期満了により退任し、辞職し、解任され、又は死亡したときは、その日までの報酬を支給する。この場合において、月額で支給する報酬については、その月の現日数を基礎とし日割によって支給する。

(業績手当)

第9条 業績手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。基準日前1月以内に退職又は死亡した場合についても同様とする。

- 2 業績手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の202.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 3箇月以上6箇月未満 | 100分の60 |
| (3) 3箇月未満 | 100分の30 |

- 3 前項の業績手当の額を定めるに当たっては、評価委員会が行う業績評価の結果、法人の経営状況及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するもの

とし、同項の規定による業績手当の額の100分の20の範囲内で、理事会で決定する割合によりこれを増額し、又は減額することができる。

4 前3項に定めるもののほか、業績手当の支給方法については給与規程及び地方独立行政法人明石市立市民病院職員期末勤勉手当規程の例による。

(費用弁償)

第10条 役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、地方独立行政法人明石市立市民病院職員旅費規程の例による。

(退職手当)

第11条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。ただし、兼務役員については、地方独立行政法人明石市立市民病院職員退職手当規程に基づき支給する。

(準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給方法については、職員の例による。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。